

令和六年十二月二十七日受領
答弁 第九二一号

内閣衆質二一六第九二号

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員中谷一馬君提出選択的夫婦別姓制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出選択的夫婦別姓制度に関する質問に対する答弁書

一について

法制審議會は法務大臣の諮問機関であり、その答申は尊重すべきものと考えている。

二及び三の1について

お尋ねの「そのための環境整備を進める」の意味するところが必ずしも明らかではないが、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方については、国民の間に様々な意見があり、より幅広い国民の理解を得る必要があると考えられることから、政府において法律案を提出するか否かについては、これらの国民各層の意見や国会における議論の動向等を注視しながら、総合的に検討する必要があるものと考えているところであり、また、国会の審議の在り方は、国会で御判断いただくものであると考えている。

三の2について

お尋ねの「これまでの具体的な検討のための取組状況（周知・広報を含む）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方については、国民の間に様々な意見があることを踏まえ、法務省ウェブサイト等において、必要な情報提供を行っているところである。

四の1について

御指摘の「日本政府の取組は国際社会においては評価されていない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、選択的夫婦別氏制度も含め、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方については、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めていくこととしているところであって、御指摘の女子差別撤廃委員会に対しても、このような我が国の立場に理解が得られるように説明に努めたところである。

四の2について

お尋ねの「導入に向けた結論を出す」の意味するところが必ずしも明らかではないが、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方については、国民の間に様々な意見があり、政府としては、これらの国民各層の意見や国会における議論の動向等を踏まえ、更なる検討をする必要があるものと考えているところである。